

第3章 農業関係制度資金取扱上の留意事項

1 制度資金借入れに当たっての留意事項

資金計画の策定

経営の規模拡大又は改善による増収額と償還額を考慮し、償還などに無理のない事業計画を策定し、その計画に沿って借入申込みを行ってください。

貸付対象事業

- ① 自己資金又は他からの資金の調達によって既に完了した事業は、その資金の調達が制度資金を借り入れるまでのつなぎ措置と認められるほかは、貸付けの対象とはなりません。（ただし、経営体育成強化資金等で負担軽減を目的とする場合は、この限りではありません。）
- ② 建物等の工事費（設計費を含む。）、機械器具等の取得費及び建物施設等に必要の敷地の取得費が貸付けの対象となります。
- ③ 補助事業の貸付対象事業費には、補助事業と一体となった計画であって、これと切り離すことができない補助対象外の事業費も含めることができます。
- ④ 上記①～③のほか、工事費に伴う設計費及び雑費、手持ち資材の評価額や自己労務の評価額、施設の建設・取得と同時に必要な用地取得費なども融資対象事業に含まれます。
- ⑤ 市町村等が行う農業に係る基盤整備等を進める事業について、条例に基づき受益者から分担金を徴求する場合、資金の種類によっては分担金も融資の対象となります。

貸付利率

制度資金借入れの際の金利は、社会情勢などにより常に変動します。最新の金利を取扱金融機関などに確認してください。

（単位：％）

	H29	30	R元	R2	R3	R4
長期プライムレート	1.00	1.00	0.95	1.00	1.00	1.25
短期プライムレート	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475
財政融資資金金利	0.30	0.30	0.09	0.20	0.30	0.70
スーパーL	0.30	0.30	0.09	0.20	0.30	0.70
農業近代化資金	0.30	0.30	0.09	0.20	0.30	0.70

※スーパーL、農業近代化資金は、償還期限等により利率が異なります。

（※ 12月末の状況）

貸付限度額

- ① 貸付金の最高限度額が定められている制度資金については、既往の借入金の残高と借入れしようとする額の合計額が、その最高限度を超えないものとします。(天災資金、農業災害資金等又は別に定める場合は、この限りではありません。)
- ② 貸付金額は、補助金、制度資金以外の借入金額、借入申込者の手持資金でその事業に投入することができる額等を勘案して所定の融資枠の範囲内で決めます。

償還期限及び据置期間

償還期限及び据置期間は、事業効果の発現、融資対象物件の耐用年数、借入申込者の償還能力等を勘案し、貸付金の償還に必要な最短期間にとどめることが適当です。

なお、各資金ごとに定められた償還期限及び据置期間は、その最長期間を示すものです。

償還方法

償還方法は割賦償還を原則とし、一般的には元金均等償還となります。

また、償還回数は、制度資金の場合、年1回又は2回が原則とされています。

ただし、年間を通じて収入が見込まれる経営にあつては、多回数償還を選択することが可能な資金もあります。

保証人及び担保

資金を借り入れる場合は、保証人・担保が必要です。

保証人・担保は資金の種類、融資対象事業、貸付額の大小、借入申込者の経営状況及び信用状況等を勘案して決められます。

物的担保の場合、融資対象物件を優先しますが、融資対象物件で担保が不足するとき等は、借入者の所有する農地・宅地等の不動産を担保に徴求されることがあります。

－担保物件の評価（例）－

物件種類			掛目	備考
土地・農地			70%前後	融資機関によって取扱がそれぞれ違いますので留意ください。
建物	一	農業用	60%前後	
	般	農業用以外のもの	70%前後	
	その他		30%前後	
農業用機械			30%前後	

(参考) 担保充足率

$$\frac{\text{残存評価額 (時価評価額} \times \text{掛目} - \text{先順位債権額)}}{\text{元本債権額}}$$

120～140%あるのが望ましいといわれています。

担保物件の評価額は、類似物件の売買事例、通り相場、地元関係機関その他精通者の意見等により得た時価に掛目(かけめ)を乗じて得た額を基準として、その立地条件や利用状況、耐用年数等からみた将来の価格動向等を考慮して、融資機関で決められます。

なお、保証人及び担保の徴求を補完する制度として、必要に応じ農業信用基金協会(保証を引き受ける公的な保証機関)が、その債務を保証する制度(信用保証保険制度)を利用することができます。

この場合、適用される制度資金が限られており、保証料の支払いも必要となります(保証料率は資金によって異なります)ので、利用の際には取扱融資機関などに相談する必要があります。

2 制度資金借入れ後の留意事項

次の事項については、必ず注意をしてください。

場合によっては、融資機関から借入資金の繰上償還等を請求されることがあります。

目的外使用の禁止

制度資金は、借入申込みを行ったときの目的に沿って使用してください。やむを得ない事情で変更したい場合は、事前に取扱金融機関などに相談してください。

事業計画の変更

当初の事業計画(事業内容、事業費、事業量等)に変更がある場合は取扱金融機関等(計画認定等を行った行政庁を含む。)に「計画変更」の申請を行い、所定の手続きをとってください。

経理状況の明確化

- ① 工事の契約書、見積書、請求書、領収書などの関係書類を必ず整備しておいてください。
- ② 制度資金、自己資金の受入れ、事業費の支払いは、その都度、借入者名義の預貯金口座を通して行ってください。
- ③ 資金支払いのときは、口座振替で行い、必ず請求書、領収書などを受け取って、金額、日時、受領印等を確認し、償還終了まで保管してください。

事業完了後の手続き

事業完了後、実績事業費の減少によって、借入額が本来借り入れることのできる限度額を上回るようになった場合には、繰上償還など所定の手続きを行う必要があります。

その他

次のような場合は、取扱融資機関や道、総合振興局又は振興局、市町村、農業改良普及センター等の関係機関に連絡してください。

- ① 借入後、災害・事故・病気などが発生し、経営に支障を生じたとき。
- ② 経営部門の変更、経営の休廃止をするとき。
- ③ 営農技術その他の相談が必要なとき。